

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月26日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 SBI・全世界株式インデックス・ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月12日付をもって提出した有価証券届出書（2019年3月18日付及び2019年8月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」という。）について信託報酬の変更に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部 _____ が訂正箇所です。

原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの日々の純資産総額に年0.108%（税抜：年0.10%）の率を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記のとおりとします。

消費税率が10%となった場合は年0.11%となります。

運用管理費用（信託報酬）		税抜：年0.10%	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
内訳	委託会社	税抜：年0.04%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	税抜：年0.04%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	税抜：年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ¹		年0.042%程度	マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの管理報酬等
実質的な負担 ²		年0.150% ³ （税込）程度	-

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

- 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の組入れ状況により変動します。また、マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
- 本ファンドがマザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。なお、投資対象ファンドの信託報酬相当額は、実際の組入れ状況により変動します。
- 消費税率が10%となった場合は年0.152%となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

<訂正後>

ファンドの日々の純資産総額に年0.06696%（税抜：年0.062%）の率を乗じて得た金額とします。運用管理費用（信託報酬）の配分は下記のとおりとします。

消費税率が10%となった場合は年0.0682%となります。

運用管理費用（信託報酬）		税抜：年0.062%	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
内訳	委託会社	税抜：年0.022%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	税抜：年0.022%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	税抜：年0.018%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ¹		年0.042%程度	マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの管理報酬等
実質的な負担 ²		年0.10896% ³ （税込）程度	-

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

- 1 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の組入れ状況により変動します。また、マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。
- 2 本ファンドがマザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。なお、投資対象ファンドの信託報酬相当額は、実際の組入れ状況により変動します。
- 3 消費税率が10%となった場合は年0.1102%となります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。